

福祉系 対人援助職養成の 現場から^⑪

西川 友理

2012年11月初頭、時の文部科学大臣、田中真紀子氏が、3つの大学の設置を認可しないと、かするとかといった、すったもんだがありました。

この一連の出来事について、テレビや新聞では、様々な文化人や識者が「つまり文科相はこういう事を問題にしているんですよ」と、語っています。しかし、人によってその解釈が少しずつ違ってきます。大学には問題がある、と、共通しておっしゃいますが、どれを問題としているのかという話になると、「これが問題」「あれが問題」「それが問題」と、微妙に違う意見が出てくるのです。それだけ多く、問題と認識出来る事柄が存在する、ということかなと思います。

こんな時期に言うか、とか、もうちょっと関係する人達の事を考えてよ、などといった手続き的に問題と思われる行動はありましたが、文

科相の発言とそれに伴う文化人や識者の様々なコメントは、少なくとも「大学とは何か?」という疑問を、世間に知らしめるきっかけになったと思います。

私も大学で、社会福祉士の養成に関わる授業を担当させていただいていますが、様々な文化人や識者の方々と同じく、問題と思う事柄がぶつかる事があります。

社会福祉士養成をする時に

例えば、授業内容について。

社会福祉士の養成カリキュラムには、「相談援助実習指導」という授業があります。この授業では、実習前教育として、法律、制度、援助

技術などの復習とともに、挨拶、電話のかけ方、訪問する際の礼儀といった社会的常識やマナーについて指導することがあります。具体的にこのような内容の指導をしるという規定がどこかにあるわけではありません。この授業に含まれるべき内容として、厚生労働省が提示しているものの中には、「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」という記述があり、「資質、倫理、自己に求められる課題把握等」を指導する手段として、私はマナー教育などを利用しています。

けれど、ある先生がぼやきます。

「…でも、こういう指導って、大学がやることやないよなあ…。だって、大学って高等教育機関やよ。挨拶やマナーなんて、家の躰でやることやんか…。」

さらには、学生指導において。

ペーパーテストは高得点。出された宿題は完璧に提出。無遅刻無欠席。…といった、成績評価上げはほとんど問題がないにもかかわらず、コミュニケーションの方法が偏っていて、いわゆる空気を読めない、人の顔を見て話をするのできかないなど、社会性に不安定さがある学生もいます。

ある福祉系大学のA先生が、1人の学生に、言いました。

「演習授業での様子などを見ていると、あなたの感情コントロールや、コミュニケーションの方法はずいぶん独特で、社会福祉の現場で働くには、いろいろと工夫がいると思うんだ。正直、今のままではあなたが希望している施設での実習には行かせられない。どうかな。一度、専門の心理判定を受けてみたら？」

翌日その学生の親御さんが大学に来ました。

「Aってのはどいつだ！子どもから聞いたぞ！」

「うちの子が障害者だと言うのか！医者でもないくせに！名誉毀損だ！」

「授業料もちゃんと払っているのに、実習に行かせられないとはどういうことだ！」

と、ものすごい剣幕です。

ベテランの大学事務職員がなんとかその場をとりなして、親御さんには不承不承お帰りいただきました。

事務職員はカンカンです。

「A先生、訴訟問題になったらどうするんですかっ！」

「そう言われても…誰も言わないなら、私が言わないわけにはいかないと思って…」

「とにかく！もうちょっとうまくやってください！」

…A先生の同僚の先生が、言いました。

「基本的に大学は、勉強したいと言って、入試に合格して、授業料払って来ている人には勉強させなあかんとこころやからねえ。実習に行きたい、といって来る学生には、出来るだけ実習させてあげたいよねえ…。でも、社会福祉士として資質に欠けている学生を世に出して、世間の利用者さんに迷惑をかけちゃいけない。難しいところだよねえ…。」

「だからって、アスペルガー症候群や発達障害じゃないかと疑って、専門家の判定を受けてみれば、なんて、大学の教員が言ってもいもんなのかねえ、どうかねえ…。」

社会福祉士の相談援助実習は、養成校、学生（実習生）、施設・機関、実習先利用者、という、四者により成り立っているものです。現場と養成校が協力し、これに学生が実習生として関係する。社会福祉士の実習において、これらは実習四者関係という倫理的な共同体として認

識されています。常に実習四者の関係に配慮することで、養成効果が高くなり、また安全性の確保された実習となります。

養成校は、実習先施設・機関に対して、実習が出来るだけの知識と社会性を持った学生を実習生として送り出すという責任があります。だからこそ、実習に行く学生に対しては、実習前後の指導も含め、知識、技術の教授と共に、社会的常識やマナーの指導、社会性に不安定さがある学生への指導などを行う必要があるのです。

時々は、アスペルガー症候群や発達障害が疑われる学生もいます。軽度の知的障害と思われる学生もいます。そんな学生にとって、医学的・心理学的判定を受け、その結果を自己認識することは、実習の在り方を考える上でも、将来の進路を考える上でも、大きな手がかりになります。

一定の障害があるという判定が出たとしても、社会福祉士の欠格事項にはまずあてはまらないため^{注1)}、そのまま養成カリキュラムを受けて国家試験を受験する事に、制度上何の問題もありません。ただし、社会福祉士には、相手の心身や生活の状況をおもんばかる事が不可欠です。これが難しい学生にはその学生に見合った教育方法を考える必要があります。専門的な判定は、教育方法や周囲のサポート、学習環境の調整を考える上で非常に有益なのです。

しかし、どのタイミングで、どんな場面で、誰が、「判定を受けてみたらいいのではないかな」ということを、どういう根拠で、どんな風に伝えるのか。それを考えると、とたんに難しくなります。多くの場合、医学的・心理学的な判定の結果は、実習だけに関わるものではなく、その学生の人生全体に関わるものであるからです。

ソーシャルワーカーを設置している大学なら、こういった声掛けはその方の仕事になると思う

のですが、設置している大学はあまり多くありません。^{注2)}

判定を受けているか否かに関わらず、社会性に不安定さがある等、特別な配慮が必要な学生の場合、実習先の選定も難しくなります。

「そういう学生さんが社会福祉士資格を取得出来たら、すごいじゃないですか！ぜひうちの施設で、実習して下さい！」

と、大歓迎で受け入れてくださる施設は少数派で、多くの施設は

「普通に実習生を受け入れるだけでも厳しいのに、特別な配慮が必要な学生さんとなると、対応しきれません…。」

と、断られます。

「ここで断ったら福祉施設としての名がすたる！」

と、頑張っ実習指導をしてくださるも、期間半ばで、

「すみません、やっぱり利用者さんへの影響がひどくて…実習中止にさせていただきます。」

となる場合もあります。

利用者への悪影響があり、実習四者関係が崩れてしまった状態で、実習を続けるわけには行きません。こういった場合の実習中止と言う判断は、当然です。

私が携わっている専門学校では、社会福祉士になるために、マナーや社会常識の知識・技術を教えるのは当然と考え、それ専門の授業を必修科目として設定しています。

専門的な判定が必要な学生だと考えた時々は、「社会福祉士にはこういった資質や、こんな社会性が求められる。でも今、私たち教員からは、それがあなたに欠けているように見える。きちんと判定を受けて、今後の事を考える必要があると思う。あなたは どう思う？」

と、教員がこちらの考えを伝え、学生本人に、自分自身と向き合わせます。時には、学生が家族と、学生の特性や将来について話をすることもあります。

しかし、特別な配慮が必要な学生に対し、実習先を選定する時の難しさは、大学とそうは変わらないと思います。

以上のような状況を踏まえると、現在、社会福祉士養成校が抱えている困難の背景には、2つの問題点があると思います。

文科省と厚労省

1つは制度上の問題です。

社会福祉士の受験資格を得られる学校を養成校といい、「養成施設」と、「福祉系大学等」の2つに大別されています。

養成施設は、厚生労働省に申請をして、審査を受け、養成校として認可されます。

福祉系大学等に当たる大学や専門学校は、学校を設立する際に文部科学省の認可を受け、養成校の認可を受ける際に、文部科学省と厚生労働省に科目認定の申請が必要です。いわば、福祉系大学等は文部科学省と厚生労働省の汽水域に存在していると言えます。

学校教育法には、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を、専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的として設置される、とあります。

文部科学省が管轄する範囲、つまり教育機関としての主たる目的は、大学では学芸の教授研

究であり、専門学校では職業や実際生活に必要な能力の育成ということになります。

養成校は、社会福祉士及び介護福祉士法にある「相談援助を業とする者」と定義されている社会福祉士という職業を養成する所です。

つまり、養成校の指定を受けている福祉系大学等は、大学なら教授研究と同時に専門職養成をしなければならず、専門学校は職業や実際生活に必要な能力の育成と同時に専門職養成をしなければならぬということです。目的が違うものを同時に行わなければならないので、当然ズレが生じます。

特に大学は、本来の目的に職業能力育成に関する教育がないため、ズレが生じやすくなります。専門学校は本来の目的が、「職業能力の育成」であるため、教え導いて一定の技能を身につけさせる意味の“養成”とは、ズレが生じにくい。したがって、同じ養成校でも大学と比べて養成教育がなじみやすいということになります。

個性化(?)した学生の問題

もう1つは、学生それぞれが抱える問題です。

ゆとり教育等によって、学生の知識や考える力が低下した、ということは、もうあらゆるデータにより証明されています。私も時折、基本的な文法や助詞の使い方などの指導をすることもあります^{注3)}。これに加えて、少子化の影響からか、一部の私立大学や専門学校等では定員割れが続き、経営のために、基礎学力の習熟度が低い学生でも入学を許可せざるをえないというようなことが起こっています。入試問題は極端に軟化し、ひどい時には「入試では、名前さえ書けば合格できる」という噂のある大学に、ま

さにそのレベルの学生が入学し“大学生”として生活していることもあります。

このように養成校には、基礎学力の習熟度が低い学生が、思いのほか多く在籍している、ということが問題として挙げられます。

また、地域との人間関係の希薄化により、世代などの立場が違う人達と話をする機会が日常生活に少なくなった事で、社会的な賢さ、強さ、柔軟さなどの、社会性が低い傾向が多くの子生にあります。今や多くの大学がこれに気付き、社会人基礎力の強化を図るプログラムを取り入れている状況です。

また、学力的にも社会性にも問題がないのに、様々な家庭内の事情から、勉強したいのにどうしても学校に行けない、または中途退学をせざるを得ないという学生も、近年増えてきました。

これらの問題のうち1つ、または複数が絡み合い、それが心身の不調となってあらわれる学生もいます。

だからと言って、全ての大学生の学力が低下し、社会性が低く、生活環境が整っておらず、不健康だというわけではありません。

非常に学力が高い学生、社会性がある学生、経済的にも精神的にも生活全体が安定している学生、イキイキと元気な学生もたくさんいます。

あらゆる点において、出来る学生、出来ない学生、満たされている学生、不足している学生、そのどれもが、極端な状況にある学生が多いように感じるのです。

その根底には、不況による経済格差、小中高校における教育格差、人生において多様な人と関わる関係性、遊び場や世代間交流があったか等の文化資本や人的資本などの格差、といったものがあると思います。

一時期、「個性を尊重した教育」「個性を生かした教育」という事が盛んに言われていました。私は、学生が“個性化した”というより、

“多極化した”と感ずます。学生一人ひとりが良くも悪くも強烈な状況下にあり、“平均的な学生”という言葉が成り立ち難い、という言い方も出来るでしょうか。

このような実情をふまえ、大学においても、画一的な指導や教育は馴染まなくなり、よりきめ細やかな、学生一人ひとりに見合った教育が必要とされていると思います。

養成校としての大学、専門学校

文部科学省が規定する教育機関としての在り方と、厚生労働省の規定する社会福祉士養成校としての在り方の狭間で、学力・社会性・生活背景、心身の状況等がそれぞれに極化した学生たちに対し、各学校はどのような教育を行えば良いのか。まさに冒頭の「大学とは何か?」、それぞれのスタンスが問われているのです。

私は、社会福祉士養成校の指定を受けている以上、社会福祉士という専門職を養成する義務と責任があると思います。そのカリキュラムを、各々の学校においてどのように消化し、具体的な授業内容、指導方法に落とし込んでいくのか、社会的にどのような役割を持ち、責任を果たすのかという事を内外に示し、義務と責任を果たしていくというスタンスを、明確にする事が必要なのだと思います。

実習四者関係においても、養成校は「うちの学校はこの方法で、こういったことを教育する」と決め、施設・機関に示した上で、実習に関する合意形成を図り、それから学生を実習教育に入らせる。このような事を意識的に行うことが必要なのだと思うのです。

ある大学では、本来の大学の在り方という「そ

もそも論」ではなく、「今の学生に対応した教育」を認識し、大切にしていこうというスタンスをとっています。この姿勢には、様々な意見があると思います。しかし少なくともこの大学には、どのような役割と責任を引き受けようとしているのか、その覚悟が見えます。

ある先生は、その大学に赴任する前、選考面接の際に、こう言われたとの事です。

「うちの大学では研究者でなく、教育者として働いてもらいます。それでもよければ、うちに来てください。」

.....

注1) 社会福祉士及び介護福祉士法第3条には、社会福祉士の欠格条項として“成年被後見人又は被保佐人”

“一定程度の刑を処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者”などとなっています。

注2) キャンパスソーシャルワーカーネットワークが実施した「大学ソーシャルワーカーの配置状況に関する全国調査」の結果報告書によると、2011年1月～2月の調査では、大学での学生支援におけるソーシャルワーカーの配置状況は、32校(7.4%)となっています。

注3) 学生の文章力などについては、対人援助マガジン第2巻1号の本連載を参照していただければ幸いです。